

苦小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入、開館時間の延長及び開館日の拡大について市民からの意見を募集します

1 苦小牧市立中央図書館への指定管理者制度の導入について

図書館運営には、司書など専門的人材の確保、蔵書の整備などに要する予算の確保、情報化の進展など時代の変化に伴う利用者ニーズへの対応など、様々なことが求められています。

専門的な職員の確保について現在は、一般職で採用された職員が司書として勤務しており、人事ローテーションによる一定期間での異動となるため、時代の変化に対応することができる専門的人材を図書館の専任の職員として養成することは大変難しい状況となっております。

また、行財政環境が大変厳しい状況では、将来にわたって十分な蔵書整備費などの予算を確保することは難しいと考えております。

一方、図書館の指定管理を行っている民間事業者は、社内で育成した専門的人材を多く抱え、また図書館運営に関するノウハウを有しています。

また、地域の情報拠点を実現するためのICT（ネットワーク通信による情報・知識の共有）活用等のための設備投資は市直営だと難しいが、民間活力導入により実現が期待できます。

さらに、公立図書館に占める指定管理者の割合も増加しており、平成20年には6.5%であったものが平成23年には10.7%となっていることから、制度導入によるサービス向上が他の自治体においても評価されているものと考えております。

教育委員会としては、指定管理者制度を導入し、専門の民間事業者の持つ能力を活用し、図書館運営に関する市民サービスの向上と、費用の削減を図っていききたいと考えているところです。

なお、寄せられた意見を参考にし、指定管理の形態を決定いたします。

2 導入に伴うメリット

(1) 市民サービスの向上

図書館運営に必要とされる専門的職員の配置と柔軟な勤務体制が可能になります。

また、民間企業が持つノウハウを活用することで、次のようなサービスの向上が見込まれます。

- ① 柔軟性と創意工夫による、効率的な運営が期待され、新規事業など多彩な事業の実施が可能になります。
- ② 調査・相談などレファレンスサービスにおける的確な対応と迅速化が可能になります。
- ③ 全体的な節減効果から生まれる財源により蔵書整備の拡充が可能になります。
- ④ 利用時間や開館日の拡大が可能になります。
- ⑤ 事業者のネットワークを利用した幅広い情報サービスの提供が可能になります。

(2) 費用の削減

費用削減が見込まれ、その一部を蔵書整備費や開館時間の延長及び開館日の拡大に充てます。

3 導入に伴うデメリットとして懸念される事項とその対応

(1) 指定管理者の変更により、サービスの継続性が維持できるか懸念されます。

(対応)

受託する事業者は多くのノウハウを持つ専門事業者であり、受託者の交代があったとしても、同等以上の経験や専門性を有することが前提になることから、事業の継続性については確保出来ると考えております。

(2) 施設、業務など全体を通して運営を委ねることになり、将来に渡り行政側で図書館行政に対する知識・経験、施策立案能力の弱体化が懸念されます。

(対応)

図書館担当職員を教育委員会内に配置し、指定管理者と連携・協議を図るとともに、運営状況の把握に努め、官民互いに協力していくことで図書館行政に対する能力を維持していきます。

(3) 限られた指定管理費では人件費の抑制により、サービスの低下が懸念されます。

(対応)

基準管理費用には適正な人件費を計上するとともに、関係法令の遵守や経営基盤などがしっかりした受託者を選定することで適正な雇用が行われ、サービス水準が維持されると考えております。

(4) 個人情報を守られるか懸念されます。

(対応)

図書館業務に精通する事業者の中には、「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」を含め、図書館における情報の取扱いについても、プライバシーマークの取得や個人情報保護マネジメントシステムなど、職員教育のシステムを構築して徹底を図り、取組んでいる事例が報告されていることから、適切な対応が行われるものと考えております。

(5) 郷土、行政資料の扱いについて苦小牧に熟知した職員配置の確保が懸念されます。

(対応)

郷土、行政資料の重要性については十分に認識しており、明確な業務マニュアルを示すとともに、教育委員会の職員が資料保存の判断に携わるなど、適正な管理を行います。

4 開館時間の延長及び開館日の拡大について

指定管理者制度の導入に伴い上記のように市民サービスの向上や図書館運営に関する費用の削減が見込まれます。そのため、費用の削減がなされた一部を開館時間延長に充てることができます。維持管理コストは増加しますが、指定管理者制度導入に伴う相対的な費用の増加はないと見込んでおります。

(1) 現行の開館時間

- ① 平日 9:30~19:00
 - ② 土日、祝日 9:30~17:00
- (2) 指定管理者制度導入後の開館予定時間
- ① 平日 9:30~19:00
 - ② 土日、祝日 9:30~19:00
- (3) 現行の休館日
- ① 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日※1)
※1 月曜日が祝日に当たる場合、概ね火曜日が振替休館日となっています。
 - ② 12月29日から翌年1月3日まで
 - ③ 各月(3月を除く)の最終金曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときを除きます。
 - ④ 3月30日及び同月31日
 - ⑤ 8月において教育委員会が指定する5日間
- (4) 指定管理者制度導入後の休館日
- ① 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、開館します。※2)
※2 月曜日が祝日に当たる場合、概ね火曜日が振替休館日となっていました。が、振替休館はいたしません。
 - ② 12月29日から翌年1月3日まで
 - ③ 各月(3月を除く)の最終金曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときを除きます。
 - ④ 3月30日及び同月31日
 - ⑤ 8月において教育委員会が指定する5日間
- (5) 変更が想定される日数
- ① 開館時間を延長する日数は、年間114日程度です。
 - ② 開館日の増加日数は、年間7日程度です。

5 施行日

平成26年4月1日